

薬 第 3173 号  
令和7年8月29日

各保健所設置市薬務主管課長様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
(公印省略)

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定  
について(通知)

このことについて、令和7年8月29日付で、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年3月20日条例第10号）第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物3物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

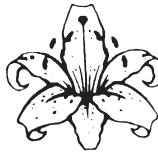
なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第85号）で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して10日を経過した日（令和7年9月8日）から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先  
献血・薬物対策グループ 福田  
電話 (045) 210-1111 内線 4972

## 別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会会長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長

# 神奈川県公報



## 県の花：山ゆり

令和7年8月29日（金曜日） 定期 第642号

目 次	ページ
<b>○規則</b>	
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（総務・人事課）	703
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則（総務・人事課）	703
神奈川県道路交通法関係手数料条例第4条第3号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則（警察・交通規制課）	703
<b>○告示</b>	
県議会定例会の招集（政策・総務室）	704
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）	704
急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）（県土整備・砂防課）	705
<b>○入札公告</b>	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（4件）（会計・調達課）	706
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察・会計課）	714

規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年8月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第85号

## 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第55号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年10月1日とする。

## 神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第86号

## 神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項の表中「神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 藤沢市亀井野3, 119番地」を

「神奈川県綾瀬児童相談所 綾瀬市深谷中4丁2番1号」に改め、同条第2項の表神奈川県大和綾

瀬地域・県童相談所の項中「神奈川県大和瀬瀬地域・県童相談所」を「神奈川県瀬瀬地域・県童相談所」に改める

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第87号

**神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則**

神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則（平成20年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第 2 項の共同募金会」を「次のいずれかに該当する法人」に改め、同号に次のように加える。

- ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- イ 日本赤十字社
- ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人

**附 則**

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本則第 2 号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可又は許可証の再交付の申請について適用し、同日前にされた許可又は許可証の再交付の申請については、なお従前の例による。

---

告 示

---

**神奈川県告示第431号**

令和 7 年 9 月 8 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

---

**神奈川県告示第432号**

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和 7 年 8 月 30 日から施行する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) -1-ベンゾイル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリシ-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 1 B z - L S D）
- (2) 化学名 t e r t - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール-1-カルボキシレート及びその塩類（通称名 NB o c - DMT、NB - DMT）
- (3) 化学名 (4 S, 5 S) -5 - (4-フルオロフェニル) -4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4 R, 5 R) -5 - (4-フルオロフェニル) -4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類（通称名 4 F - 4 - MAR、4 - f l u o r o - 4 - M e t h

y l a m i n o r e x 、 p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x 、 4 F - M A R 、  
4 - F P O)

## 2 指定の理由

1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

---

## 神奈川県告示第433号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 区域の名称

本牧大里町地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 7 号までを順次結んだ線及び標柱第 7 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番	
第 1 号	横浜市中区本牧大里町151番 3	
第 2 号	同	155番12
第 3 号	同	
第 4 号	同	本牧三之谷148番
第 5 号	同	本牧大里町149番
第 6 号	同	
第 7 号	同	151番 3

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

---

## 神奈川県告示第434号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 区域の名称

上中里地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 6 号までを順次結んだ線及び標柱第 6 号と第 1 号を結んだ線に